

群馬用水土地改良区長期計画 (群用令和ビジョン)

—地域とともに生きる群馬用水をめざして—









令和3年3月

群馬用水土地改良区

表紙の解説

【赤榛を潤す】という群馬用水本来の目的に加え、今後は新たな事業に積極的に取り組み、SDG's の概念や再生可能エネルギーへの意識を胸に輪になって一体となってあるべき姿を目指します。

地球温暖化防止  に対し、小水力発電 、太陽光  などの再生可能エネルギーの推進に努め、併せて大切な資源を無駄なく利用  し、水や電気の利活用   を目指し CO2削減等環境保全に向けて群馬用水土地改良区も貢献します。

SDG's (右上図)とは、2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標で、17のゴールを目標に地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。



策定にあたって

群馬用水土地改良区
理事長 後閑千代壽



名峰赤城・榛名の両山麓に広がる農地は、古くから干魃に脅かされて不安定な農業経営の下、農業者は厳しい生活を強いられ「眼下を流れる利根川の清流を農業に利用したい」という願いが、遠い先祖から引き継がれてきました。

そして、この願いを実現するため昭和の時代に入り幾多の困難を乗り越えて夢の群馬用水事業が実現し、県央地域の農業経営の安定と食糧増産に大きく貢献すると共に、「西の愛知用水、東の群馬用水」と呼ばれ、当土地改良区は全国でも先進的な土地改良区として多くの視察が訪れるようになりました。

しかし通水開始から半世紀が経過した今、農業情勢も大きく変化し農業者の高齢化や後継者不足などの課題も顕在化し、特に平成年間に入ってからには施設の老朽化による維持管理費や施設改修費の増大、更には市町村合併に伴う管理組織の弱体化、農地転用に伴う賦課金の減少等多くの課題を抱え、組織の運営に大きな影を落としています。一方、土地改良区には農業農村の持つ多面的機能の発揮や土地利用調整による耕作放棄地の解消など、新たな役割も期待されています。

そうした中、当土地改良区においてはこれまで大きな組織改革や業務の見直しを進めて来なかったことなどから、時代に即した機動的な組織運営や合理的な事業執行への転換が進んでいない状況にあり、今後運営を円滑に進めていくためには、土地改良区の組織を時代に即した形に改変すると共に、業務についても抜本的に見直ししていくことが必要です。

このことから、この度、令和の時代においても社会の要請に応え健全に運営される土地改良区を目指して、今後10年間の財政運営、施設の維持管理、社会貢献などに関する土地改良区運営のよりどころとなる「群馬用水土地改良区長期計画（群用令和ビジョン）」を策定しました。

計画の中では、組織運営の強化や財政運営の健全化の他、新たな取り組みも多く盛り込んでおり、計画を実行していく上に於いては組合員を始め関係各位の理解と協力が必要不可欠と考えておりますので、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、本プランの策定にあたりましては、国、県、市町村、水資源機構他関係団体等の多くの皆様からご支援ご助言等を頂き、計画を策定することが出来ました。改めて感謝申し上げます。

令和三年 三月

目 次

I 計画の位置づけ	1
II 計画期間	1
III 現 状	1~11
1 本地区の情勢	
(1) 概 要.....	1
(2) 受益面積.....	1
(3) 組合員数.....	2
(4) 組合員の年齢構成.....	2
(5) 役員の状況.....	2
2 財政関係	
(1) 財政(収入)の現状.....	3
(2) 財政(支出)の現状.....	4
(3) 基礎的収支バランスの現状.....	5
(4) 基本財産の状況.....	5
3 事務運営	
(1) コンプライアンスの状況.....	6
(2) 賦課金の状況.....	6
(3) 組織・人員配置.....	7
4 施設管理	
(1) 施設管理の現状.....	7
(2) 管理区組織の現状.....	8
5 施設整備	
(1) 支線水路(附带施設含む)の状況.....	9
(2) 末端水路(附带施設含む)の状況.....	9
(3) 幹線水路の状況.....	9
6 営 農	
(1) 営農・水使用の状況.....	11
7 社会への貢献	
(1) 再生可能エネルギーへの取り組み.....	11
(2) 地域貢献の現状.....	11
(3) 広報活動の現状.....	11
IV あるべき姿	12
1 土地改良区の基本的な性格	
2 群馬用水のあるべき姿	
(1) 財 政.....	12
(2) 維持管理.....	12
(3) 社会貢献.....	12
V 施 策	13~19
1 安定した財政基盤の確立	
(1) 財 政.....	13
(2) 事 務.....	14
2 適切な維持管理と営農支援	
(1) 施設管理.....	15
(2) 施設整備.....	16
(3) 営農支援.....	17
3 社会への貢献	
(1) 再生可能エネルギーの推進.....	18
(2) 多面的機能の発揮.....	18
(3) 広 報.....	19
(4) 各種交流.....	19
施策指標一覧表.....	20
SDG's関連項目一覧表.....	21
策定経過.....	22

I 計画の位置づけ

群馬用水土地改良区は、「夢の用水」「世紀の大事業」とまで形容された群馬用水を管理・運営するために昭和38年に設立されて以来、米の生産調整開始や農家負担金の増大、水を利用した畑作営農の普及など多くの困難に直面しながら、先人のたゆまぬ努力により、これらの課題を解決し全国有数の土地改良区として成長してきた。

しかし、通水開始から約半世紀が経過し、施設の老朽化による維持管理費の増大や市町村合併に伴う管理組織の弱体化、転用面積の増加に伴う賦課金の減少、営農状況の変化による水利用の多様化など新たな課題も顕在化しつつある。

また、社会情勢の変化により農村の持つ多面的機能の維持や土地利用調整などを担う団体としての役割も期待されるようになった。

このような状況を踏まえ、令和新時代においても健全に運営される群馬用水土地改良区のあるべき姿をイメージし、今後10年間の財政運営、維持管理、社会貢献などに関する土地改良区運営のよりどころとする「群馬用水土地改良区長期計画(群用令和ビジョン)」を策定する。

II 計画期間

令和3年度～令和12年度

III 現状

1 本地区の情勢

(1) 概要

本地区は、群馬県の県央部に位置し、関係市町村は前橋市外4市1町1村にまたがり赤城南麓、榛名東麓にかかる平地・中山間地域が混在する標高120mから530mに展開する農村地域である。

古来、赤城・榛名の両山頂より放射状に流下する溪流を主水源に、ため池を補給水源とし水利の便は常に不安定であり、地質は火山灰性で干ばつ常習地域であった。

このため、群馬用水事業により灌漑施設が整備され、安定的な水利条件のもとで米麦と露地及び施設野菜を中心とした営農形態となり、首都圏に近い有利な立地を活かした多彩で多様な農業が展開されている。

栽培作目は、米麦のほか、生産量の全国上位品目であるこんにゃくいも、きゅうり、うめ、なす、ほうれんそう、ちんげんさい、ねぎ、生しいたけなどが主に栽培されている。また、果樹では、ナシ、ブドウ、プラムが、花卉では、バラ、小菊、枝もの類が県内の有力産地として定着している。

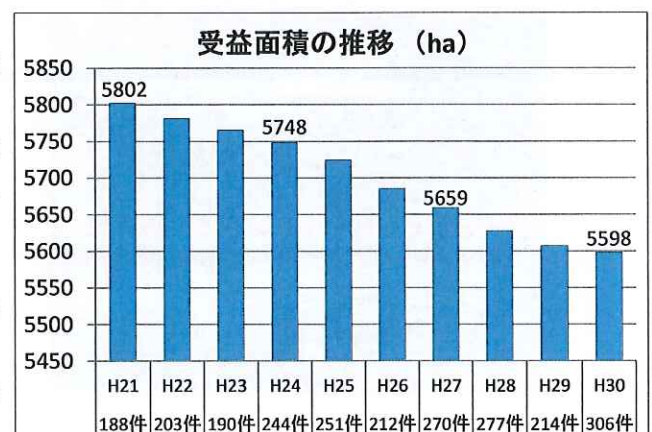
(2) 受益面積

過去10年間における賦課面積の推移は右表のとおりである。

東日本大震災を契機として、平成23年度から再生可能エネルギーの固定買取価格制度がスタートしたことにより、平成24年度から太陽光発電施設を目的とした農地転用が格段に増加した。

平成28年度以降は買取価格の下落と転用許可の見直しがあり、震災以前の傾向に近づきつつある。

平均すると年間約230件の申請で約23ha程度の農地転用がなされ受益地は年々減少している。

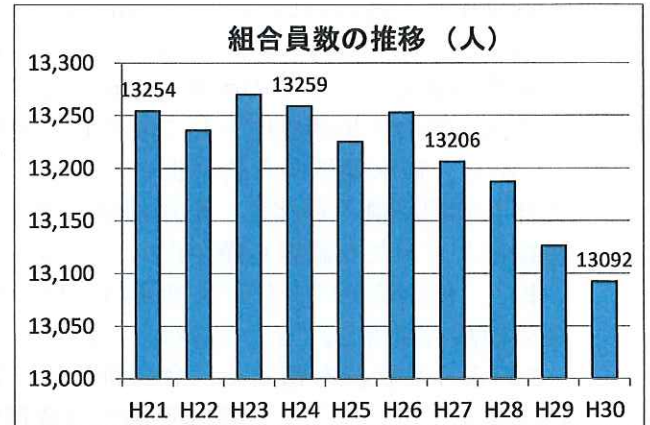


(3) 組合員数

過去10年間における組合員数の推移は右表のとおりである。

組合員数は平成26年度まで1万3,250人前後で推移しており、その後、減少傾向が続いて平成30年度で約1万3,000人となっている。

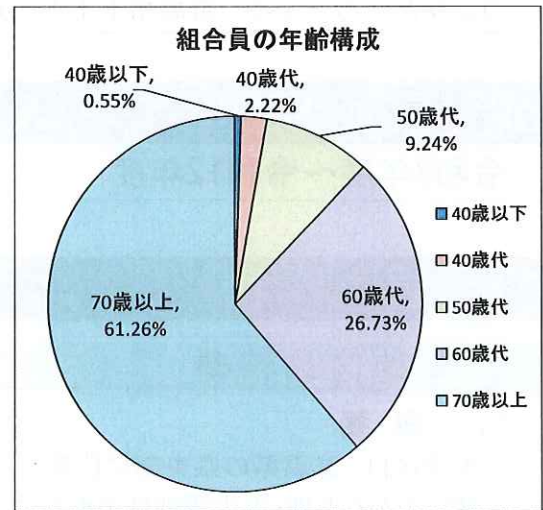
受益面積が減少しているにもかかわらず組合員数が比例しないのは、一人の組合員が相続により複数の組合員となるケースがあるからである。



(4) 組合員の年齢構成

本土地区組合員の年齢構成(平成28年度土地改良区体制強化計画策定時)は、6割以上が70歳代以上であり、組合員の平均年齢は66.5歳である。

2015年農林業センサスにおいて群馬県の農業者の平均年齢は66.3歳であり、組合員の高齢化が進んでいる。



(5) 役員状況

役員は、土地改良法第18条及び本土地改良区定款第16条、ならびに第17条で定められた人数、方法で選出されており、員内理事が25名、員外理事が4名で併せて理事総数29名、監事については員内監事4名、員外監事1名の併せて5人の体制である。

		定数
理事	員内	25
	員外	4
監事	員内	4
	員外	1
計		34

群馬用水土地改良区定款第16条



2 財 政 関 係

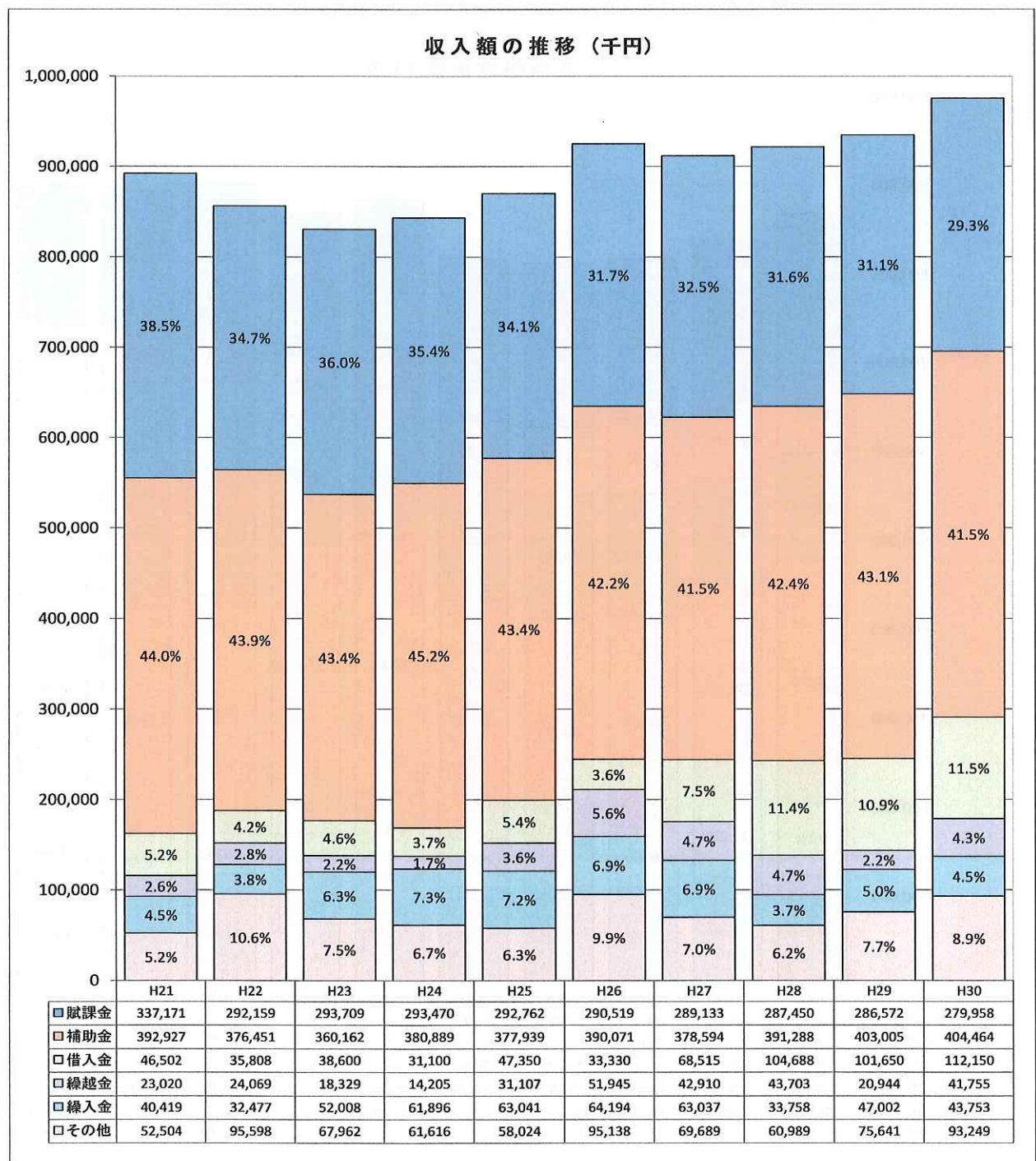
(1) 財政(収入)の現状

過去10年間の収入は、8億3千万円から9億7千万円で推移し、平成23年度以降は増加傾向にあり平均9億円である。

自主財源として収入の根幹をなす賦課金は、平均2億9千万円で収入全体の約3割を占めているが、農地転用等による受益地の減少に伴い、収入額に占める割合は年々減少している。

借入金については、平成26年度まで全体の5%弱程度で推移しており、各種補助事業と借入金のバランスを保ちつつ事業を実施してきた。しかし、平成27年度から平成30年度は、水資源機構緊急改築事業(有馬トンネル)負担金に充当するための借入れを行ったことから借入額が増加し、収入全体の10%を超えている。

収入における国、県、市町村、企業局からの補助金、負担金等は、約3億8千万円、収入に占める割合は平均43%となっており、当土地改良区の運営にあたっては、行政の支援が必要不可欠となっている。



(2) 財政(支出)の現状

過去10年間の支出は、8億1千万円から9億円で推移しており、平均約8億6千万円である。

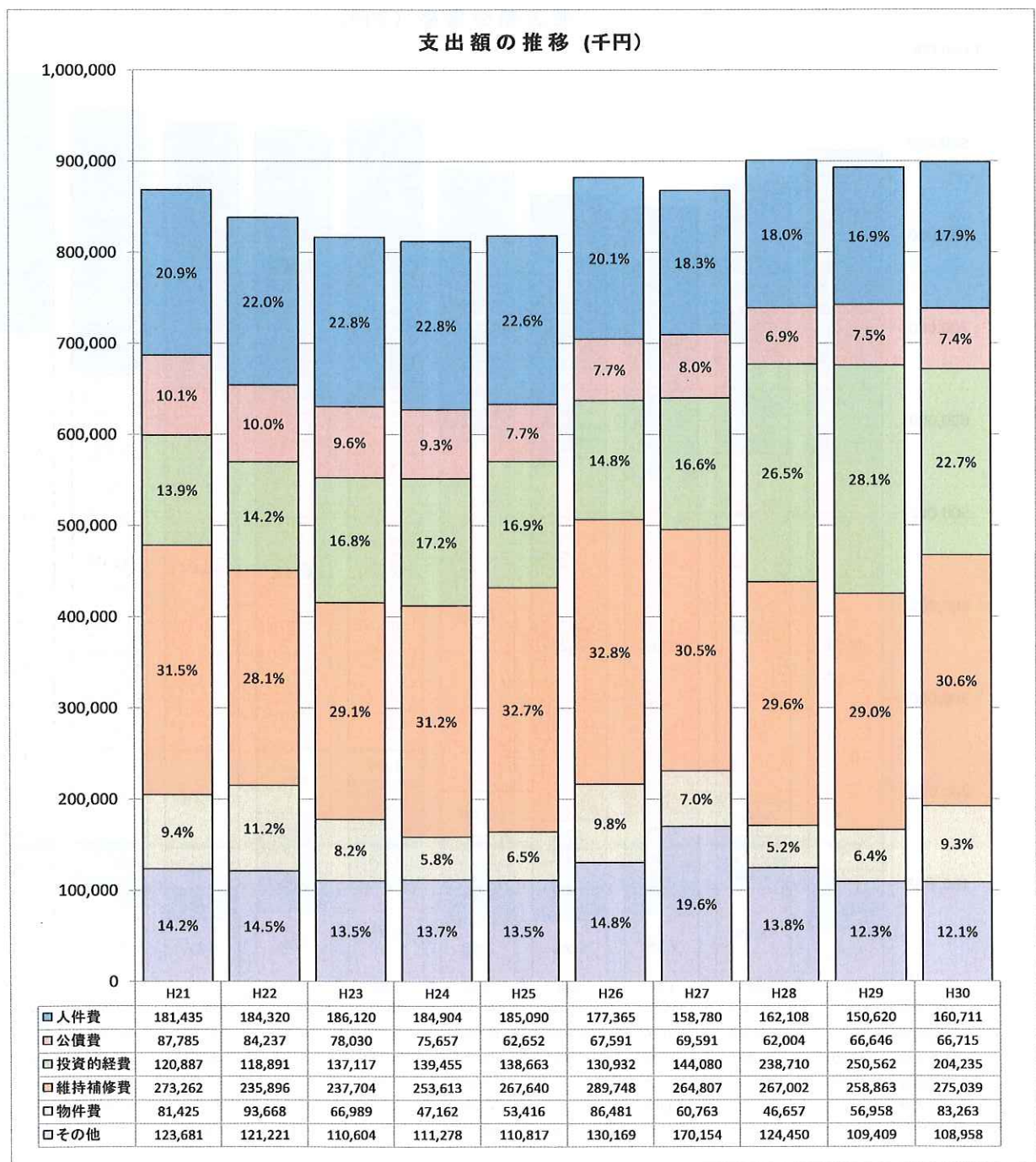
人件費は、10年前と比較すると、定年再雇用者の活用等により、1億8千万円から1億6千万円に減少し、全体に占める割合は3%低下した。公債費である事業償還額は徐々に減少している。

一方、投資的経費は、平成27年度以降、水資源機構緊急改築事業(有馬トンネル)の事業費分担金が加わり、大幅に増加した。

土地改良施設に対する修繕費や配水に必要な電気料金を主とする維持補修費の割合は、10年前と比較して変動していないように見える。しかし、内訳では機構管理費の増減や東日本大震災による電気料金的大幅な高騰を修繕費や工事費を抑制することで調整してきた。

物件費は、事務所費や選挙費、公共事業などに関連する補償工事費などが含まれており、年度毎の工事件数により変動している。

その他支出については、各管理区や各種団体への交付金、負担金が主である。平成27年度に変動があったのは、財政調整基金への積み直しを行ったためである。



(3) 基礎的収支バランスの現状

一般的な基礎的財政収支とは、一般会計において、①収入合計額から②借入額を差し引いたⅠ基礎的財政収入から⑤支出合計額から⑥償還金を差し引いたⅢ基礎的財政支出の差をプライマリーバランス(基礎的財政収支)という。

本計画策定においては、③基金繰入金と④繰越金及び⑦基金積立金を差し引いたⅡ基礎的財政収入、Ⅳ基礎的財政支出を算出し、更に実質的な数字で検討する。

Vプライマリーバランスは、平均値プラスで推移しており、これだけを見ると健全に運営されている状態であると考えられる。

しかし、VIプライマリーバランスは、基金を加味したバランスで平成23年度にマイナスに転じ、以降マイナスで推移しており、過去10年間の平均でもマイナスとなり、厳しい財政状況にある。

プライマリーバランス推移表

単位:千円

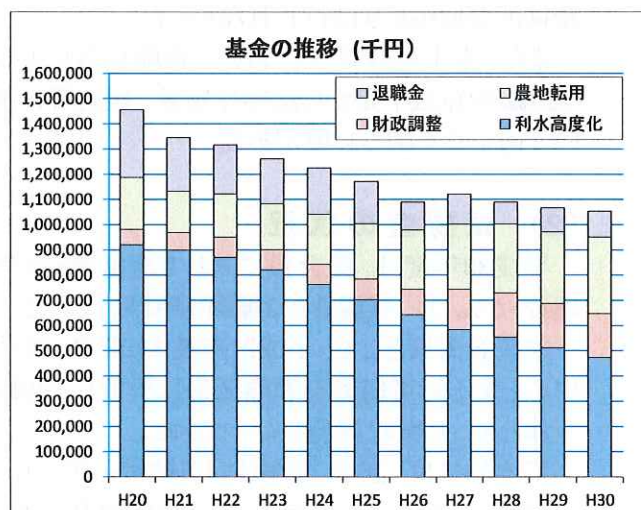
項 目	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	平均
① 歳入合計額	892,543	856,562	830,770	843,176	870,222	925,197	911,879	921,876	934,814	975,329	896,237
② 新規借入額	45,534	35,808	38,600	31,100	47,350	33,330	68,515	104,688	101,650	112,150	61,873
③ 基金繰入金	40,419	32,477	52,008	61,896	63,041	64,194	63,037	33,758	47,002	43,753	50,159
④ 繰越金	23,020	24,069	18,329	14,205	31,107	51,945	42,910	43,703	20,944	41,755	31,199
Ⅰ 基礎的財政収入 ①-②	847,009	820,754	792,170	812,076	822,872	891,867	843,364	817,188	833,164	863,179	834,364
Ⅱ 基礎的財政収入 ①-②-③-④	783,569	764,208	721,833	735,975	728,725	775,728	737,416	739,726	765,218	777,672	753,007
⑤ 歳出合計額	868,474	838,233	816,565	812,069	818,277	882,286	868,176	900,932	893,059	898,922	859,699
⑥ 償還金	87,785	84,237	78,030	75,657	62,652	67,591	69,591	62,004	66,646	66,715	72,091
⑦ 基金積立金	9,000	10,000	0	0	33	20,032	60,025	15,000	39	27	11,416
Ⅲ 基礎的財政支出 ⑤-⑥	780,689	753,996	738,534	736,412	755,626	814,695	798,584	838,928	826,413	832,207	787,608
Ⅳ 基礎的財政支出 ⑤-⑥-⑦	771,689	743,996	738,534	736,412	755,593	794,663	738,560	823,928	826,374	832,180	776,193
V プライマリーバランス Ⅰ-Ⅲ	66,320	66,758	53,636	75,664	67,246	77,171	44,780	△ 21,740	6,751	30,973	46,756
VI プライマリーバランス Ⅱ-Ⅳ	11,880	20,212	△ 16,702	△ 437	△ 26,868	△ 18,935	△ 1,143	△ 84,202	△ 61,156	△ 54,509	△ 23,186

(4) 基本財産の状況

① 基金の推移状況

基金のうち、利水高度化計画精算金は、収入不足を補う目的で取り崩し、一般会計への繰入れや財政調整基金への積み直しを行ってきた。これにより右表のとおり基金残高の減少が続いており、平成20年度に約14億5千万円あった基金は、平成30年度の時点で約10億5千万円へ減少した。

そのほか、災害復旧に充当するための備荒積立や末端施設に対しての施設更新事業に充当する事業積立は行っていない。



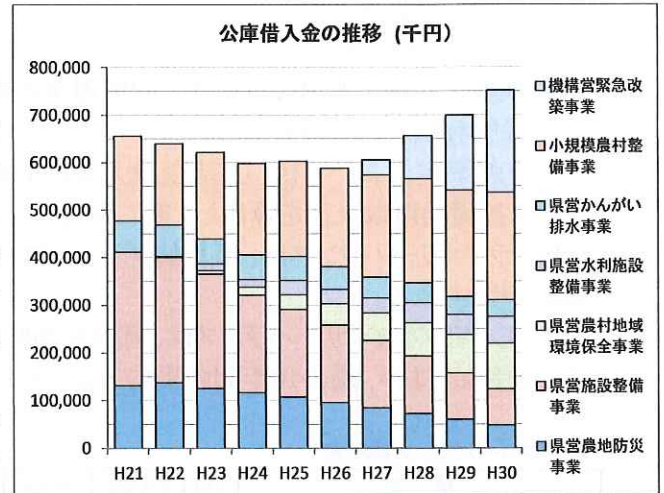
② 公庫借入金の推移状況

公庫借入金の推移は右表のとおりである。

土地改良区が事業主体となる小規模農村整備事業については、毎年一定の事業費ベースで改修を実施しているため、借入額も過去10年間は約2億円前後で推移している。

県営事業関係では、施設整備事業の償還が徐々に進み、平成22年度から水利施設整備事業、その後、農村地域環境保全事業が開始され借入れを新たに行っている。

平成26年度まで全体的に借入額は減少しているが、平成27年度から機構営事業に充当する借入れが生じたため増加に転じた。



3 事務運営

(1) コンプライアンスの状況

土地改良区は、農業用水を供給し、効率的かつ安定的な食料生産と農家所得向上を図ることが求められている。

また近年は、社会の負託に応え、農地の担い手への集積・集約に向けた農地中間管理機構との連携、農地・農業用水の多面的機能を発揮させ快適な農村空間の形成、農村の協働力を支える組織として貢献することも期待されている。

一方、社会問題として土地改良区役職員による収賄事件や職員による多額の横領事件など、相次ぐ不祥事が発生している。

本土地改良区は、昭和38年設立以来これまで安定的な用水供給と健全な土地改良区運営を行うための業務を中心に、営農活動支援や海外との交流等先進的な活動を行ってきた。

しかし、平成の時代に入り新たに期待された社会貢献活動や地域支援、環境保全活動等については積極的な取り組みは行われなかった。

また、本土地改良区において役職員等による不祥事は発生していないものの、コンプライアンスに関する認識や知識不足から法律や定款、規約等に抵触しないよう見直しを行い、水利権や賦課金徴収等について適正化を図る必要がある。

(2) 賦課金の状況

平成30年度は、組合員に対して経常費・維持管理費・かんぱい事業費の3種類を賦課している。

未収金対策として、平成21年度より理事、総代を中心とする対策組織を管理区毎に設置し、役職員一体となった徴収業務を行ってきた。

基本的には、訪問、折衝により納付を促すものとし、法的措置による強制的な手段は現在のところ行っていない。

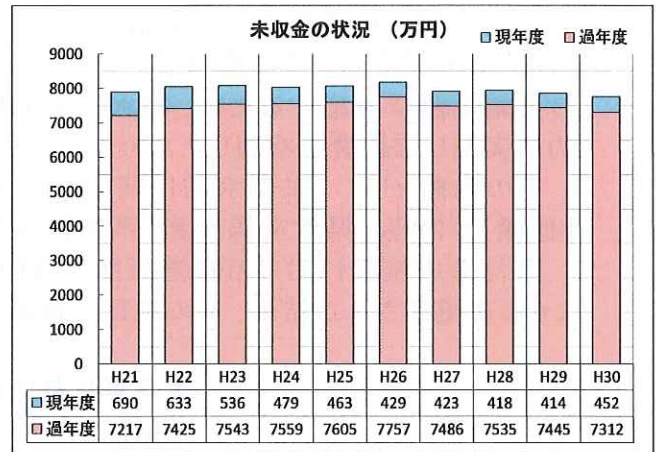
過去10年間は新規未納者に重点を置き、現年度の未納者を対象に徴収業務に取り組んできた。右表のとおり10年前と比較すると各現年度における未収金は減少した。しかし、近年は金額人数ともにわずかに上昇傾向にある。



過年度未収金は平成26年度をピークにやや減少傾向にあるが、これは農地転用時に過年度の集金を行っていることによる。

かんぱい事業費賦課金は県営支線が整備されている受益地に対して賦課している。高崎市全域や渋川市、前橋市の一部、桐生市はかんぱい事業費賦課金相当額を行政が負担しており組合員間の賦課金負担に不公平が生じている。

また、経常費賦課金や維持管理費賦課金については約20年間、かんぱい事業費賦課金については8年間、単価は変更されていない。



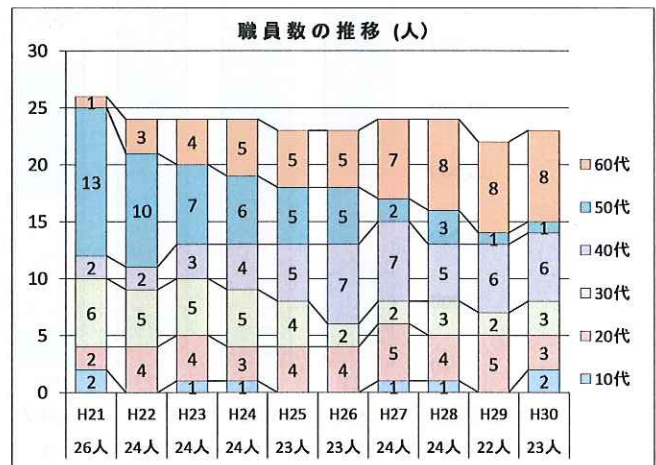
(3) 組織・人員配置

事務局は、事務局長・事務局次長・参事のほか、庶務会計を担当する総務課、賦課徴収、転用ならびに企画や営農を担当する賦課徴収課、施設管理、各種更新事業を担当する管理課の3課体制で運営している。

年齢構成はOB職員の再任用等により60代が増加している。

職員数については平成21年度で26名(平均44.73歳)、平成30年度で23名(平均46.08歳)の配置となっている。

10年前の人事配置と現在の配置で大きく異なる点は定年退職者の再雇用者数で、10年前の1名から平成30年度には8名へ推移している。



4 施設管理

(1) 施設管理の現状

① 施設管理の状況

取水口や幹線水路、揚水機場などの基幹施設は水資源機構が管理しており、土地改良区は幹線水路から分水された調整池・県営等支線水路・末端水路・高圧機場・低圧機場・減圧弁などを管理している。また、末端水路等は各管理区が管理している。

本土地改良区には電気関係技術職員が在籍しないため、高圧自家用電気工作物の保守管理やポンプ機場の保守点検、遠方監視などは業者委託し管理している。その他施設の機器調整、事故対応、苦情処理などは土地改良区職員が直接行っており、年間を通し現場対応に大きな労力が割かれている。

また、管路の位置、管種、管径、制水弁等を示した管路図は、維持管理を行う上で必要不可欠であるが、現在主に使用しているものは昭和50年代に作成された紙ベースのものであり、現地状況との不整合、更新・補修・補強などの情報蓄積、整理がされていないなど時代遅れの感が否めない。

このため、令和元年度より総事業費7千万円をかけ、情報蓄積、整理、共有化を目的として管路情報システムの整備を開始した。

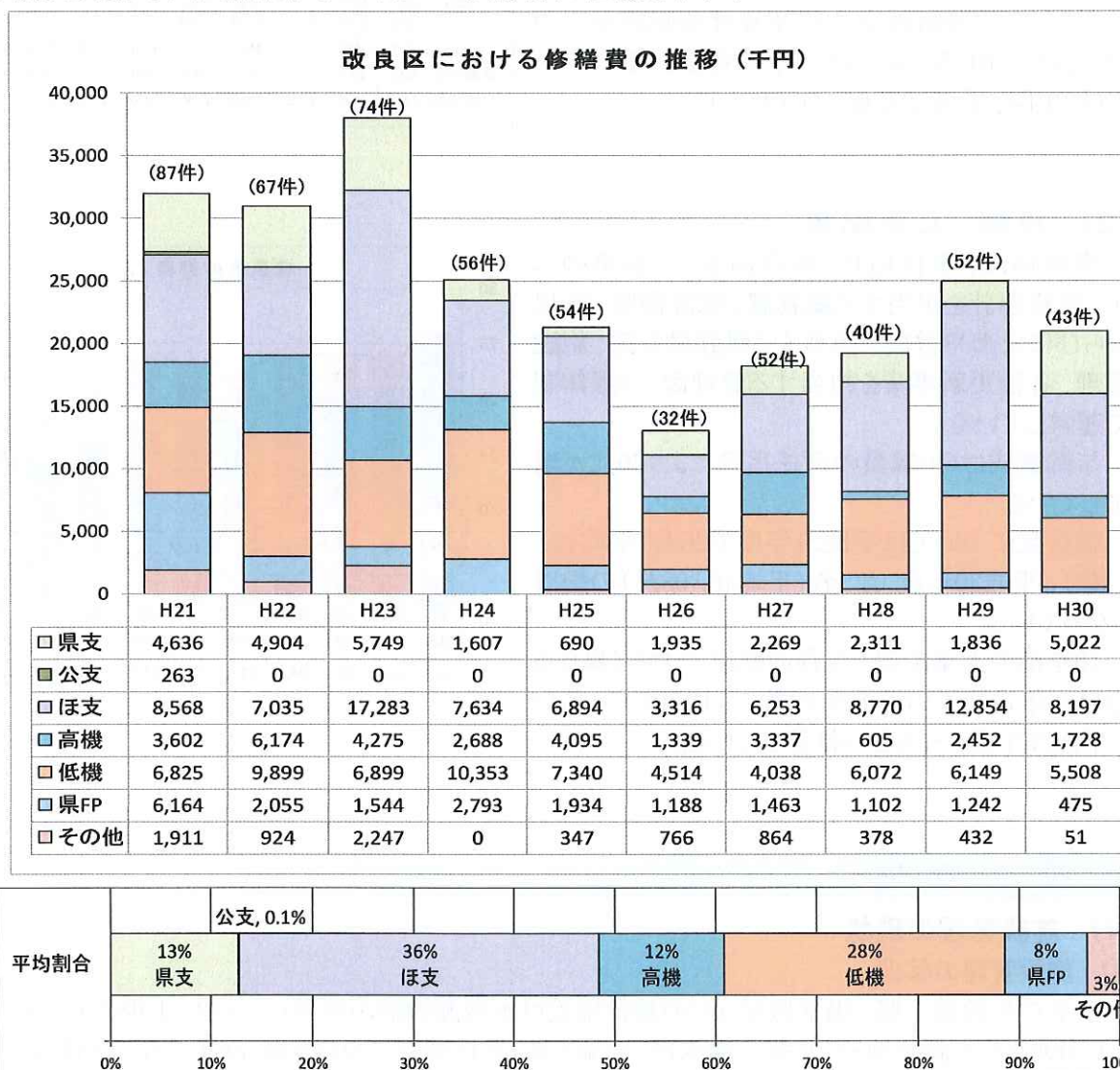
② 修繕の状況

下表は過去10年間の一般会計における修繕費の推移を示したグラフである。

平成23年度をピークに修繕費の総額は下降している。これは、東日本大震災による電気料金的大幅高騰に対応するため、漏水による被害が甚大と予測される箇所の更新工事のみを優先的に実施し修繕費を抑制したためである。

その内訳として、末端水路に関する修繕費【ほ支】が36%と最も高く、続いて低圧加圧機場【低機】が28%、県営支線水路【県支】、高圧揚水機場【高機】と続く。

県営造成施設における修繕頻度の高い東部1号支線や津久田揚水機場などが県営事業により順次更新された結果、その地区の修繕費は低減された。



(2) 管理区組織の現状

管理区は、末端水路等の維持管理や徴収業務などを目的として、旧市町村毎に14管理区が設置され、その業務は自治体職員が担ってきた。

しかし、市町村合併に伴い14管理区の内7管理区の事務局が土地改良区に移管され、その事務については土地改良区職員が行っている。

現在の管理区役員は、高齢化から世代交代が進みつつある。しかし、引き継ぎに際して、管理方法や慣習、経緯などが十分伝達されず、現地対応や連絡調整などを土地改良区職員が担うことが多く負担が増大している。

また、事務局が市町村に残っている管理区においても、休日夜間等の対応を自治体職員が行うのが困難な状況にあり、緊急対応のために休日出勤するなど土地改良区職員の負担は更に増している。

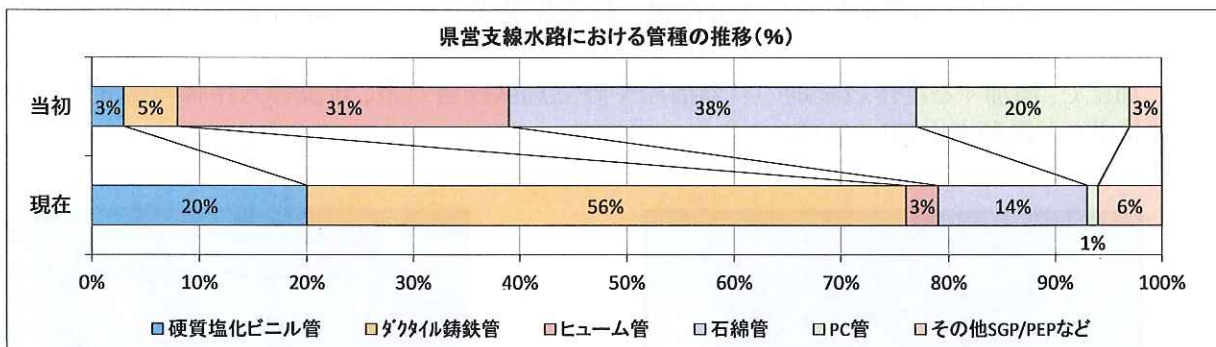
5 施設整備

(1) 支線水路(付帯施設含む)の状況

支線水路の更新は、老朽化の度合い等を考慮検討し県営で実施している。また、緊急性の高い箇所や県営事業の要件に該当しない施設については、土地改良区で更新・補修・補強している。

漏水事故が頻繁に発生していた石綿管やコンクリート管は、造成当時9割弱を占めていたが、現在は2割弱まで更新が進んでいる。

主な支線水路の更新が進んだことにより県営支線の修繕費は減少しつつある。また、平成25年度から県営高圧揚水機場の更新が着手され高圧機場の修繕費も減少傾向が見られるようになってきた。

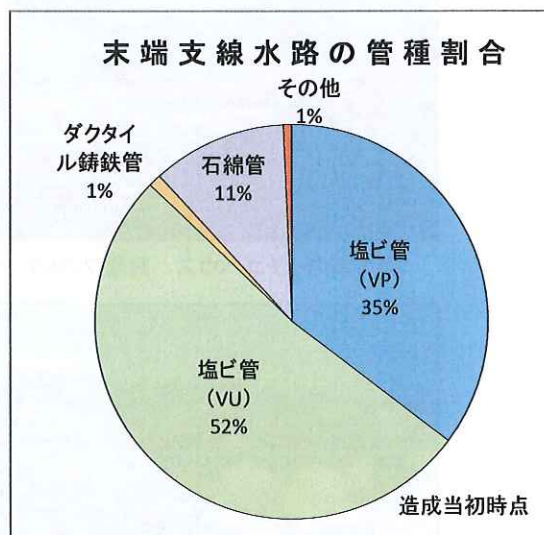


(2) 末端水路(付帯施設含む)の状況

末端水路は、延長約1,000kmに及び、その多くが標準耐用年数を経過している。各管理区が漏水修理を中心に対応していると同時に、漏水が多発している路線は土地改良区が事業主体となり部分的に更新を進めてきた。

右図は、造成当初における末端支線水路の管種割合を示したものであるが、塩ビ管が末端管路の87%を占めており、半分以上がVU管(低圧配管用)で施工されていた。現在はVP管(圧力配管用)を用いている。

また、低圧機場は、維持管理適正化事業等により優先順位をつけて更新・改修を進めている。近年は、特に使用電気料の低減と管路への負担軽減を考慮し、インバーター設備の導入も始めている。



(3) 幹線水路の状況

水資源機構が管理する幹線水路等は、平成16年度から平成21年度にかけて緊急改築事業により一部区間においてサイホン部の補強や併設水路の設置、一部区間の開水路二連化、取水工や管理棟等の建屋耐震補強、揚水機場等の電機・機械更新や耐震補強、加えて漏水が多発していた公団営支線水路の改修が実施された。また、平成26年度から平成30年度には緊急改築事業として有馬トンネルの改修と二連化が行われた。

現在、幹線水路内に堆積している土砂や流木、ゴミ等の堆積物が幹線水路の通水を阻害するだけでなく、土地改良区の管理する調整池や管路に流入し、スクリーンの目詰まりや減圧弁作動不良などが夏期灌漑期に顕著になっていることから、除塵設備設置や堆積区間の解消が求められている。

また、水資源機構が管理する揚水機場については、老朽化が著しく、毎年多額の点検整備費用が支出されることに加え、故障時の長期断水が懸念されることから、これらの更新事業も必要と考えられる。

なお、水資源機構に対して毎年支出している管理費は、平成21年度からの10年間で1億円から1億5千万円である。

6 営 農

(1) 営農・水使用の状況

本土地改良区は、昭和47年度から営農担当職員を配置するとともに、用水利用による農業技術体系確立と営農改善を図るため群馬用水運営対策協議会、群馬用水地域利水改善グループ連絡協議会、群馬用水営農推進協議会を設立し、経営安定化、技術向上に取り組んできた。

この3組織を軸に関係機関と連携し、技術支援や各種共励会、優良農家の表彰や体験事例発表会などを毎年実施しているとともに、平成30年度からは灌水除塵フィルター設置などの支援にも取り組んでいる。

畑地での用水利用促進は営農支援活動の最優先事項であることは50年後の現在においても変化はない。

加えて、増加する耕作放棄地の有効活用や野生鳥獣被害対策、新規導入作物の検討、土地利用調整の推進など課題が山積している。



渋川市内イチゴハウス 除塵フィルター交換前



交換後



共励会現地審査の様子



優良農家表彰の様子

7 社会への貢献

(1) 再生可能エネルギーへの取り組み

東日本大震災を契機として、再生可能エネルギーによる自立・分散型のエネルギー供給システムの実現が求められている。

しかし、本土地改良区は太陽光発電に用いられるパネル等の廃材処理に課題があるとし取り組んでこなかった。また、小水力発電では平成15年度に県企業局が行った調査では有望地点があると報告されていたが、その後の検討がなされなかった。

一方、県内の他の土地改良区の中には、社会の要請も踏まえ補助事業等を積極的に活用し、発電事

業を開始することにより維持管理費の節減を図るとともに環境への負荷軽減に貢献している土地改良区も存在する。

この分野においては、本土地改良区は他の土地改良区に比べ遅れをとっており、維持管理費の節減や環境分野での貢献を考慮すると、群馬県最大の土地改良区として社会的責任を十分果たしてきたとは言いがたい状況にある。

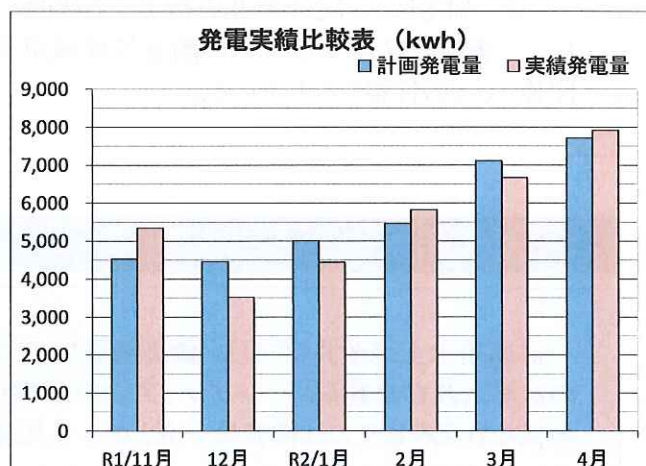
このため、平成30年度から小水力発電の可能性調査、令和元年度から太陽光発電を導入し、再生可能エネルギー事業を開始した。

① 太陽光発電事業

土地改良区事務所屋上へ太陽光発電施設を建設し、令和元年10月15日から売電を開始した。発電実績は右図のとおりである。

【工事内容】

- ・建設費 13,255,000円
- ・太陽光モジュール 400W×163枚設置
- ・契約発電出力 49.5kw
- ・売電単価 19.8円



② 小水力発電事業

平成30年度から管内の施設について小水力発電導入可能性調査・検討を開始した。

令和元年度から、その有望地点とされた小倉支線減圧弁について年間を通した詳細な流量観測を実施し、現在発電導入可能性の精度を向上させる調査・検討を行っている。

(2) 地域貢献の現状

消防機能用水として各関係機関(消防署、市町村や自治会など)と協定を結び地域貢献を目指すとともに啓発活動を行っている。

地域住民参加の産業祭やイベントに参加協力し、農業用水が持つ多面的機能を周知している。

(3) 広報活動の現状

広報誌を年2回発行し、平成19年度からホームページを開設している。

平成20年代前半までは水資源機構と合同で出前授業を管内市町村の一部の小学校で行ってきたが、廃校や学校側の方針により現在は行っていない。

また、国営造成施設管理体制整備事業の一環として管内市町村の各教育委員会を通じ小学4年生を対象に「ぐんまちゃんの群馬用水探検」と題したパンフレットの配布を行っている。

令和元年度は、NPO法人(発達障害児療育施設)を対象に農業体験(定植・収穫)の取り組みを開始した。

IV 群馬用土地改良区のあるべき姿

1 土地改良区の基本的な性格

群馬用土地改良区は、日常の管理により適切な水配分、漏水事故に対する対応、計画的な管路の補修・補強、揚水機場や調整池の保安全管理を通して農地へ用水を供給するための団体としての性格を有する。

また、畑地における水利用を指導する機関としての性格や農地情報を基礎とした土地利用調整団体、生態系の保全や地下水の涵養等地域用水機能や消防用水機能など多面的機能を発揮させる団体としての性格を有している。

2 群馬用水のあるべき姿

群馬用土地改良区では、議決機関としての総代会、執行機関としての理事会、監査機関としての監事会及び事務局がコンプライアンス(倫理・法令遵守)のもと、それぞれの役割を十分に発揮し、多様な意見を取り入れ役職員一丸となって土地改良区運営が行われている。

(1) 財政

財政については、新たな財政計画のもとで収入の柱である賦課金に新たな徴収方法も導入され公平性を保ちつつ徴収率が向上するとともに、国、県、市町村等の支援は引き続き行われている。

支出についても維持管理の合理化や事業の計画的実施により収支全体の健全性が保たれている。また、施設更新や災害に備えた基本財産積立金が確実かつ効率的に運用されている。

(2) 維持管理

維持管理については、ICT(情報通信技術)を活用し管路やポンプ、調整池などの状況把握と操作を行い、管理区や協力業者と一体となって適切に維持管理されている。

また、災害に備えBCP(事業継続計画)に基づき災害対応訓練が継続的に実施されている。

末端施設にあっては管理区が支援制度を新たに導入し、健全に管理されるとともに事故率等を勘案して計画的に更新が行われている。

一方、土地利用調整が進んだ地域では、農作業の効率化と施設の更新を図るため再区画整理事業を行う地区が出始めている。

このような維持管理のもと、安全で安定的に農業用水が供給され適切な営農技術や資材購入の支援、農産物のイメージアップ等により農業生産性の向上や農家所得の増加が図られている。

(3) 社会貢献

社会からの負託を受け、農地・農業用水の持つ多面的機能が適切に発揮されるよう各種取り組みが行われ、農村の景観や生態系、防災機能などが保全されるとともに、広報活動が積極的に行われることにより県民に群馬用水の重要性が理解されている。

V 施策


基本目標 「地域とともに生きる群馬用水」を目指して


群馬用土地改良区は、農業用水の安定供給を引き続き担うとともに、農業所得の向上や農地の維持・保全、良好な農村景観の形成、洪水防止や生態系の保全などの多面的機能の発揮、協働活動による地域コミュニティの維持・強化を図っていく。


これを実現するために、「1安定した財政基盤の確立」と「2適切な維持管理と営農支援」、「3社会への貢献」の3本柱を施策の中心に据え、総代、理事、事務局はもとより各組合員や地域住民が一体となって各種施策に取り組むことにより、令和の時代に適切に対応した「地域とともに生きる群馬用水」を目指す。


施策

1 安定した財政基盤の確立

2
目標を
ゼロに


5
ジェンダー平等を
実現しよう


8
働きがいも
経済成長も


16
平和と公正を
すべての人に


財政計画を踏まえ、各種賦課金の適正化や滞納処分の実施、受託や発電事業など新たな収入源を確保するとともに、事務費削減や高補助率事業の実施により支出を抑制し、プライマリーバランス(基礎的財政収支)の均衡を図る。

事務については、コンプライアンス(法令遵守)を徹底しつつ役職員資質の向上に努めていく。

(1) 財 政

① 収 入

- ・ 財政計画を踏まえ、各種賦課金の種別や単価について適正化を図る。
(賦課の公平性を踏まえた行政支援の要請を含む。)
- ・ 定款・規約に則して過怠金(督促手数料・延滞金等)を徴収する。
- ・ これまでの未収賦課金対策を継続的に実施するとともに、悪質滞納者に滞納処分を実施し徴収率の向上を図る
- ・ 多面的機能支払交付金事務を受託し、新たな収入源を確保する。
- ・ 農地中間管理事業を受託し、新たな収入源を確保する。
- ・ 水資源機構からの受託業務を拡充する。
- ・ 小水力や太陽光による再生可能エネルギー事業を導入し、新たな収入源を確保する。

指 標 名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
多面的事務受託数	R3	—	10地区	30地区

② 支 出

- ・ 維持管理・施設更新にあたり、多面的機能支払交付金や高補助率事業を活用し、支出を抑える。
- ・ 事務経費は削減目標を10年間で10%と定め、継続的に節減する

③ プライマリーバランス(基礎的財政収支)

- ・ 収入を増やし、支出を適正化することによりプライマリーバランスの均衡を図る。
- ・ 毎年の予算編成にあつては、事務局各課による積み上げ方式を基本とし、財政計画を考慮するとともにプライマリーバランスを確認し適正に行う。

指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
プライマリーバランス	—	△32百万円	5百万円	11百万円

④基本財産

- ・複式簿記導入により施設の資産評価が行われることから、これに基づき老朽化した施設改修のための事業積立金や災害に備えるための備荒積立金の創設を検討する。
- ・利水高度化計画精算金積立金や農地転用決済金積立金のあり方などを検討し、抜本的に基金の見直しを行う。
- ・財政調整基金積立金額については、本土地改良区の財政規模に見合った額を検討する。

指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
基金合計額	—	945百万円	235百万円	375百万円

⑤財政中長期目標

- ・各種施策の取り組みにより、単年度収支はもとより中長期的な健全財政を構築する。
- ・単年度毎にアクションプラン（事業計画）を策定し、各施策を確実に実施し健全化を図る。
- ・毎年財政状況をチェックするとともに、3年毎に財政計画を見直す。

（別添資料 財政中長期計画を参照）

(2) 事務

①コンプライアンス推進（法令や倫理、社会規範の遵守）

- ・役職員の行動指針となる「役職員の倫理指針」を定める。
- ・コンプライアンス意識向上のための研修等を実施する。
- ・定期的にコンプライアンス状況の確認を行い、健全な組織運営体制を目指す。
尚、実施状況の監査や問題発生時の調査と対応のため、コンプライアンス委員会を設置する。

②組織、人員配置

- ・新たな業務への対応や事務改善を図るため組織改編や適正な人員配置を行う。
- ・職員待遇（手当・代休等）の見直しを行い、職員全員が安心して働くことができる職場環境を創る。
- ・女性役職員の参画、採用などにより新たな視点を取り入れた業務運営を行う。
- ・テレワークシステム、テレビ会議システムなどICTを活用し、柔軟に業務を行うことができる職場環境を構築する。

③人材育成

- ・職場内研修や外部研修を積極的に活用し、職員の資質向上を図る。
- ・基本的知識の習得、情報共有や問題共有を図るため定期的に職場内研修を実施する。
- ・資格手当等の創設により、学習意欲向上、資質向上を図る。
- ・能力や業績に関する人事評価や目標管理制度を導入する。

指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
研修会開催数	R3	—	2回	2回

④事務の合理化

- ・複式簿記導入に伴い簿記システムを刷新し、事務の合理化を図る。
- ・文書をデータベース化し、保管場所、管理方法を明文化し事務の合理化を図る。
- ・事務合理化のため、機械的な事務作業についてRPA（Robotic Proces Automation:業務プロセス自動化）や電子決裁システム、ネットバンキング導入を検討する。

⑤徴収方法の見直しについて

- ・各種賦課金の種別や単価算定方法、対象賦課面積を令和3年度より見直しを行い賦課金の適正化を図る。尚、事業費の増減等に伴う単価の見直しは定期的に行う。
- ・定款・規約に則して過怠金（督促手数料・延滞金）等の徴収を行う。
- ・納入方法（コンビニ納付等）の拡充を検討する。
- ・不納欠損や過年度未収金の催告等の段階を踏まえて悪質滞納者に対する滞納処分を令和5年度からの計画的実施を目指す。
- ・賦課台帳の訂正及び整理方法を明文化する。

指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
滞納処分	R5	—	実施	実施
賦課金の見直し	R3	—	見直し	見直し

2 適切な維持管理と営農支援

施設の維持管理については、民間企業との連携強化やICTを活用した施設管理を推進するとともに災害時、緊急時の体制強化を図るためBCP（事業継続計画）を策定し定期的な訓練を実施することにより適切な維持管理を図る。

また、支線水路については、引き続き計画的に補修するとともに、老朽化が著しい末端施設は高補助率事業を活用した整備開始を目指す。

営農支援については、群馬用水地域振興作物の推進、利水優良事例、先端技術、新規作物等の情報発信を行う。

かん水器具導入の組合員に対して、その技術支援や補助事業の活用等により用水の利用率向上を図る。

土地利用調整については、土地改良区の特徴を活かし耕作放棄地の解消や農地集約化の一助となる活動を行う。



(1) 施設管理

①管理区組織の強化

- ・各地域の協働作業の取り組みを促進させ集落管理体制（班）の強化を図るため、関係市町村や団体と連携して、多面的機能支払交付金を導入する。
- ・市町村合併に伴い、事務が土地改良区へ移管された管理区については、その事務を担当する職員を雇用することで土地改良区職員の負担軽減と地域の意向を反映した管理区運営を目指す。
- ・各管理区へ交付している調整池等管理費や末端施設修理費などの算定基準を見直し、現状の受益面積や施設数、修理実績を基準として算定する。
- ・管理区や班単位で勉強会を開催し、体制強化、土地改良区との連携強化を図る。

②民間企業との連携

- ・民間企業との管理協定を拡大し、また定期的に見直しをすることにより、緊急対応体制を強化し年間を通じた安定的な配水管理を実現する。
- ・委託している機場の保守点検や遠方監視に加えて、管理委託について検討する。
- ・管理業務や工事に対する評価制度を導入し、表彰等を行うことにより関係企業、団体の意欲を高める。

指 標 名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
民間企業協定締結数	—	24社	30社	38社

③ICT化の推進

- ・ 現在実施している管路情報システムの整備を確実に推進する。尚、補修履歴等はシステムに蓄積し事故率等の把握に努めるとともに末端整備優先箇所の選定資料とする。
- ・ 調整池や揚水機場、支線水路などに遠隔監視システムや遠隔操作システムを導入し、水管理労力の軽減と、安定的な農業用水の供給体制を樹立する。
- ・ 水管理労力の多くを費やす施設を選定し、自動化及び省力化を検討する。
- ・ 情報を一元化して整理し、将来の水利権や区画整理、用水再編に役立てる

指 標 名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
施設管理ICT化	—	4箇所	13箇所	18箇所

④災害への備え

- ・ 大地震や台風等の自然災害や感染症の蔓延、大事故など不測の事態に備えるためBCP(Business Continuity Plan:事業継続計画)を策定する。
- ・ 定期的にBCPに基づいた訓練を実施するとともに、5年毎に内容を見直す。

指 標 名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
BCP	R3	—	見直し	見直し

⑤水利用の変化への対応

- ・ 水利用の実態を把握するため、受益地の利用実態調査を実施する。
- ・ 夏水期間の変更や冬期用水の確保、営農雑用水の法定化などを水利権者である水資源機構と協議、調整を進める。

指 標 名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
水利用実態調査	R4	—	80%	100%

(2) 施 設 整 備

①末端施設の整備

- ・ 老朽化が進行している末端水路について、県や市町村と調整を図り適切な補助事業を活用し、管種、耐用年数、修理状況を勘案し計画的、効率的な整備開始を目指す。
- ・ 加圧機場のインバータ化などにより保守管理費の低減、電気料金の縮減を図る。

指 標 名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
末端施設の改修率	R6	3%	5%	8%

②支線水路、ポンプ等の整備

- ・ これまでと同様、県営事業を利用し、効率的、計画的更新を実施する。
- ・ ICT化により揚水ポンプや支線流量を遠方監視できるシステムを導入し、緊急時や改修時に利用可能なデータの収集及び蓄積を行う。
- ・ 調整池の現状、機能診断を行い耐震化等含めて改修計画を策定する。

指 標 名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
支線水路、ポンプ等の改修率	—	管85%	管88%	管92%
	—	機23%	機38%	機53%

③再区画整理の推進

- ・農地利用の高度化、効率化を図り農家所得の向上を目指して再区画整理事業のあり方を検討するとともに、地域の施設や水利用の状況をふまえてモデル地区を選定し事業の推進を図る。
- ・推進にあたっては、農地中間管理機構と連携し、担い手への集積率等を考慮した事業とし組合員負担を極力減らすことを考慮する。

④幹線水路整備の支援

- ・水資源機構が実施する幹線水路や揚水ポンプ場の長寿命化を図る群馬用水二期事業の事業化に向けて各種地元調整を行う。尚、実施にあたっては、本土地改良区の財政状況を考慮し、市町村等による財政支援について協議を進める。
- ・機構管理費の低減について引き続き水資源機構と協議する。
- ・幹線水路巡視業務を受託し、安定的かつ確実な用水供給に貢献する。
- ・幹線水路内堆積物等を原因とする通水阻害、水質悪化や日常管理労力の増加について、水質調査や労力軽減措置を行うよう水資源機構に働きかける。

(3) 営 農 支 援

営農に係わる3組織を軸に、群馬県、JA、市町村、地域の利水グループ等と連携し、組織支援を通じて、用水利用による地域振興作物の産地育成や組合員の所得向上に結びつける。

①地域振興作物の推進、営農技術支援、新規導入作物の検討・支援

- ・調査研究会を開催し、新しい情報に直接触れる場の提供と情報収集を実施する。また、情報について、情報紙発行やインターネットを通じ情報発信し、その周知と技術向上及び平準化に寄与する。
- ・受益地域全域で栽培されている「なす・ねぎ」の共励会を実施することで、地域振興作物の面積拡大、県重点野菜8品目の推進に寄与する。共励会は、畑地利用の推進、新規担い手の農業参入品目として活用し、土地改良区とJAや生産者との連携・情報交換の場を提供する。
- ・各種表彰事業は、県やJA等との連携、中核農家・新規参入者、担い手農家の営農意欲の向上を目的として時代に即した方法で実施する。
- ・安定した水圧、水質という群馬用水の特徴を活かし、効率的な水利用のための灌水器具(フィルター、散水チューブ等)の活用、農地の利用調整を推進する。また、器具導入に際しては、補助事業や市町村、土地改良区からの補助を含めて組合員負担を低減する。
- ・随時フォローアップを行い農家との継続的関係を構築する。
- ・水利用実態調査に基づいて、水質改善の要望がある地区への除塵機を設置する。

指 標 名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
情報発信の方法	R3	情報紙	HP掲載	SNS掲載
かん水器具の利用促進	—	1地区	2地区	2地区
除塵設備設置	R5	—	1箇所	3箇所

②群馬用水利用作目のイメージアップ

- ・清冽で安定的に供給される群馬用水で育成された作物を各地域のブランドと連携して「群馬用水ブランド」を付加し、イメージアップを図る。
- ・地域の産業祭等へ積極的参加し「群馬用水ブランド」の周知を図る。

③土地利用調整の推進

- ・農地集積のための土地利用調整や広報活動を推進するため農地中間管理事業の受託団体となり積極的に活動することにより地域農業の振興を図る。
- ・農地及び農業者の情報を一元管理している特徴を活かし農地の出し手と借り手の調整を行うことができるよう受託内容拡充や関係市町村やJAと調整、業務の研究を行う。

3 社会への貢献



小水力や太陽光などの再生可能エネルギー事業を導入し、CO₂削減等の環境保全に貢献する。

多面的機能支払交付金に取り組み、耕作放棄地の解消や農業・農村環境の保全に寄与する。また、協定等を通じた地域イベントへの参加、学校教育の支援を行い地域社会に貢献する。SNSやホームページ等を利用し、土地改良区の状況を随時発信しその理解を深める。

また、全国の土地改良区との連携を強化し、情報や問題意識を共有するなかで行政機関に政策提案や各種支援等を働きかける。

(1)再生可能エネルギーの推進

エネルギー自給計画を策定し、エネルギーの安定供給、経済効率性の向上、環境への適合を目指して再生可能エネルギー開発を推進する。

①小水力発電の推進

- ・これまで実施した発電可能性調査の結果や新規発電適地調査により、発電適地を決定し補助事業による施設整備を行い発電を開始を目指す。

指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
小水力発電所	R6	—	1箇所	3箇所

②太陽光発電の推進

- ・現在の計画を確実に実施し、安定的な収入源を確保するとともにCO₂削減に貢献する。
- ・調整池の空きスペース活用や法面保護と併用したパネル設置について検討を進める。

指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
太陽光発電所	—	1箇所	7箇所	7箇所

(2)多面的機能の発揮

①多面的機能支払交付金の導入

- ・管理区が中心となり班単位に、多面的機能支払交付金を導入し、耕作放棄地の発生防止や農業水利施設の長寿命化を図ることにより農業・農村の持つ多面的機能の維持に貢献する。

指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
多面的活動対象面積	R3	—	700ha	1, 800ha

②地域貢献(防火用水、地域イベントへの参加等)

- ・協定を締結している地域や団体を拡大する。

- ・締結の内容を積極的に施設管理参加を促す内容に見直し、地域コミュニティによる保全活動参画を推進する。協定による群馬用水認知度アップを図る。
- ・展示パネルを作成し、群馬用水のしくみだけでなく、自然環境保全や災害防止機能、土地利用調整など多面的機能を発揮する施設としての理解を深めるものとし、地域貢献への認知度アップを図る。
- ・管内の土地改良施設(ポンプ機場等)に設置された街灯などを、防犯効果等を考慮して再生エネルギーを活用して再整備し、地域社会への貢献を図る。

指 標 名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
管理協定締結数	—	17団体	20団体	25団体

(3) 広 報

① SNS等を通じた随時情報発信

- ・ホームページを充実させるとともに、TwitterやFacebook、YouTube等を取り入れ情報の随時発信を行い群馬用水の知名度の向上や重要性についての理解を促進させる。
- ・一般県民に群馬用水についての理解を促進させるため施設見学会やウォーキングを開催する。
- ・土地改良区誌の再編集を行う

指 標 名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
SNS等情報発信	R3	—	動画掲載	電子申請

② 21世紀土地改良区創造運動への積極的参加

- ・土地改良区が果たしてきた役割や農地、農業用水の持つ多面的機能について、県民・国民の理解が促進されるよう21世紀土地改良区創造運動を積極的に展開する。

(4) 各種交流

① 県内や全国土地改良区との連携強化

- ・「全国大規模農業水利事業協議会」や「水資源機構かんがい排水事業推進協議会」所属の土地改良区はもちろんのこと、それ以外でも先進的な取り組みを行う土地改良区と各種情報や問題意識を共有し、国、県、市町村に対して政策提案を行う。
- ・県内の重畳、重複土地改良区を中心に情報交換の場を設け各種情報や問題意識を共有するとともに、合併等について推進する。

指 標 名	取組年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)
関係土地改良区の情報交換会	R4	—	1回	1回

② 世界へ目を向けた活動(JICA等への協力等)

- ・JICAの研修の受け入れなど国際協力に貢献する。
- ・SDGs (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標) と本長期計画の関係を明示して、SDGs達成に貢献する。
- ・交流が中断している台中農田水利会(台湾)との姉妹提携のあり方を検討する。

施策指標一覧

基本目標「地域とともに生きる群馬用水」を目指して						
主な施策						
指標項目			目 標			
1 安定した財政基盤の確立	(1) 財 政					
	指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)	備考
	・多面的事務受託数	R3	—	10地区	30地区	
	・プライマリーバランス	—	△32百万円	5百万円	11百万円	
	・基金合計額	—	945百万	235百万	375百万	
	(2) 事 務					
	指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)	備考
	・研修会開催数	R3	—	2回	2回	
	・滞納処分	R5	—	実施	実施	
	・賦課金の見直し	R3	—	見直し	見直し	
2 適切な維持管理と営農支援	(1) 施設管理					
	指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)	備考
	・民間企業協定締結数	—	24社	30社	38社	
	・施設管理ICT化	—	4箇所	13箇所	18箇所	
	・BCP	R3	—	見直し	見直し	
	・水利用実態調査	R4	—	80%	100%	
	(2) 施設整備					
	指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)	備考
	・末端施設の改修率	R6	3%	5%	8%	
	・支線水路、ポンプ等の改修率	—	管85% 機23%	管88% 機38%	管92% 機53%	
	(3) 営農支援					
	指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)	備考
	・情報発信の方法	R3	情報紙	HP掲載	SNS掲載	
	・かん水器具の利用促進	—	1地区	2地区	2地区	
	・除塵設備設置	R5	—	1箇所	3箇所	
3 社会への貢献	(1) 再生可能エネルギーの推進					
	指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)	備考
	・小水力発電所	R6	—	1箇所	3箇所	
	・太陽光発電所	—	1箇所	7箇所	7箇所	
	(2) 多面的機能の発揮					
	指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)	備考
	・多面的活動対象面積	R3	—	700ha	1,800ha	
	・管理協定締結数	—	17団体	20団体	25団体	
	(3) 広 報					
	指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)	備考
	・SNS等情報発信	R3	—	動画掲載	電子申請	
	(4) 各種交流					
	指標名	取組開始年度	現状(R1)	中期(R7)	長期(R12)	備考
	・関係土地改良区の情報交換会	R4	—	1回	1回	

SDGs (持続可能な開発目標)とは

いま人類が直面する貧困や紛争、気候変動など多くの課題を整理し、その解決方法を世界中の様々な立場の人々が話し合い、2030年までに世界全体で達成すべき具体的な目標として、平成27年に国連で「持続可能な開発目標 (SDGs)」が採択され、実現に向けた取り組みが国際社会全体で進んでいる。

「群馬用水土地改良区長期計画」とSDGs (持続可能な開発目標) の関係を明示する。



SDGs関連項目一覧表

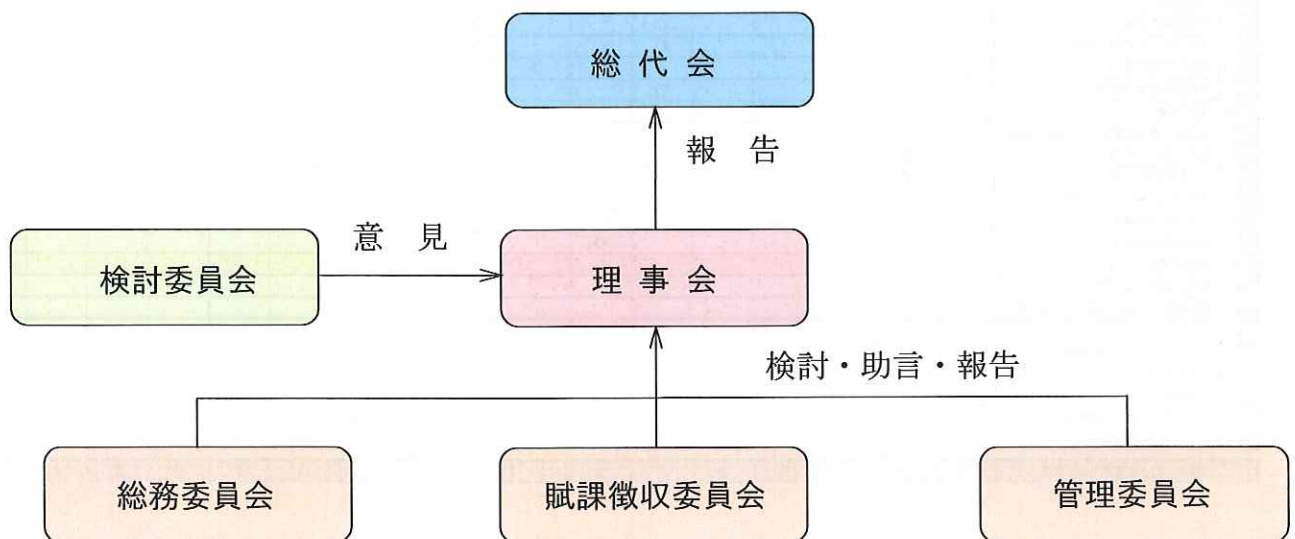
基本目標 「地域とともに生きる群馬用水」を目指して		SDGs (持続可能な開発目標) 17のゴール																
取り組むべき施策		1 貧困	2 飢餓	3 健康・福祉	4 教育	5 ジェンダー	6 水・トイレ	7 エネルギー	8 働きがいのある経済成長	9 産業・技術革新	10 不平等	11 住み続けられる街	12 つくる責任・つかう責任	13 気候変動	14 海の豊かさ	15 陸の豊かさ	16 平和・公正	17 パートナリシップ
1 安定した財政基盤の確立	(1) 財政																	
	・収入の見直し		○															
	・支出の見直し		○															
	・基本財産		○															
	(2) 事務																	
2 適切な維持管理と資産支援	・コンプライアンス推進																	○
	・組織、人員配置					○				○								
	・人材育成					○				○								
	・事務の合理化																	○
	・徴収方法の見直し																	○
	(1) 施設管理																	
	・管理区組織の強化									○							○	
	・民間企業との連携													○				
	・ICT化推進			○						○								
	・災害への備え	○													○			
	・水利用の変化への対応		○												○			
	(2) 施設整備																	
	・末端施設の整備							○			○							
	・支線水路、ポンプ等の整備							○			○							
	・再区画整理の推進	○								○								
・幹線水路整備の支援							○			○								
(3) 営農支援																		
・新規導入作物の検討・支援・技術支援	○	○																
・群馬用水利用作物のイメージアップ		○																
・土地利用調整の推進		○																
3 社会への貢献	(1) 再生可能エネルギーの推進																	
	・小水力発電の推進							○										
	・太陽光発電の推進							○										
	(2) 多面的機能の発揮																	
	・多面的機能支払い交付金の導入												○				○	
	・地域貢献(防火用水、地域イベント参加等)												○					
	(3) 広報																	
	・SNS等を通じた随時情報発信												○					
	・21世紀土地改良区創造運動の積極的展開												○					
	(4) 各種交流																	
	・全国土地改良区との連携強化												○					
	・世界へ目を向けた活動(JICA等への協力等)												○					
	各種ターゲットに関連する項目数	3	8	0	0	2	3	2	5	3	0	6	2	2	0	2	3	0

「群馬用水土地改良区長期計画（群用令和ビジョン）」策定経過

1. 群馬用水長期計画策定経過

年月日	会議名	内容
令和元年		
11月22日	役員研修会	長期計画骨子（素案）について
11月28日	群馬用水土地改良区長期計画検討委員会設置	
12月16日	第1回群馬用水土地改良区長期計画検討委員会	長期計画骨子（素案）について
1月29日	総務・賦課徴収・管理委員会	長期計画骨子（案）について
2月19日	第176回理事会	長期計画骨子（案）、長期計画現状（素案）概要版について
令和2年		
6月17・18日	総務・賦課徴収・管理委員会	長期計画現状（案）、財政予測について
7月30日	第2回群馬用水土地改良区長期計画検討委員会	長期計画現状（案）、財政予測、施策骨子（素案）について
8月7日	総務・賦課徴収・管理委員会	施策骨子（素案）、施策を踏まえた財政予測について
8月26日	第178回理事会	施策骨子（案）、財政見通しについて
9月16日	第58回臨時総代会（書面）	長期計画（素案）概要版、財政見通しについて
10月29・30日	総務・賦課徴収・管理委員会	施策（案）、財政見通し、SDGsに関する取組について
11月1～30日	広報により組合員からの意見聴取	長期計画（案）概要版
11月5日	第3回群馬用水土地改良区長期計画検討委員会	施策（案）、財政見通し、SDGsに関する取組について
令和3年		
1月27日	総務・賦課徴収・管理委員会	長期計画（案）、令和3年度アクションプランについて
2月26日	第179回理事会	長期計画（案）、令和3年度アクションプランについて
3月18日	第58回通常総代会	長期計画について

2. 群馬用水長期計画策定組織構成図



3. 群馬用水土地改良区理事

(第15期 理事)

氏名	所属・職	氏名	所属・職
後閑千代壽	理事長	豊島孝男	賦課徴収委員会
山本龍	副理事長	松村一雄	〃
星野好孝	副理事長	石関桂一	〃
飯塚武久	常務理事	真塩卓	〃
伊藤實	総務委員会	大林裕子	〃
後閑太一	〃	小高定夫	〃
大崎美一	〃	狩野保明	管理委員会
小林一雄	〃	佐藤幸雄	〃
今泉重造	〃	楯一雄	〃
宮下宏	〃	戸谷利夫	〃
柴崎徳一郎	〃	小澤好男	〃
寺口優	〃	蜂巣孝雄	〃
富岡賢治	〃	小野関守	〃
吉田利治	賦課徴収委員会	高木勉	〃
鈴木俊司	〃		

4. 群馬用水長期計画検討委員会

(令和2年度)

機関名	職氏名	職氏名
群馬県	農政部農村整備課	水利保対策主監 富澤貞夫
群馬県	中部農業事務所農村整備課	課長 中野裕
水資源機構	群馬用水管理所	所長 稲木道代
前橋市	農政部農村整備課	課長 青柳弘
高崎市	農政部田園整備課	課長 金井孝文
渋川市	産業観光部土地改良課	課長 須田茂之
桐生市	新里支所地域振興整備課	課長 江田智良
伊勢崎市	経済部土地改良課	課長 大橋通人
吉岡町	建設課	課長 大澤正弘
榛東村	産業振興課	課長 山口誠一
群馬県土地改良事業団体連合会		参事 片山茂
群馬用水土地改良区		事務局長(委員長) 中嶋三樹
		事務局次長 柏倉保夫
	総務課	課長 星野利昭
	賦課徴収課	課長 笹之池篤
	〃	担当課長 樺澤正人
管理課	課長 手島功司	

